

# 令和8年度 鳥羽市社会福祉協議会 事業計画



## ～「支援」から「共創」へ：誰もが主役になれる鳥羽のまちづくり～

「山と海を越え、世代を越え、手を取り合う。」

令和8年度、私たちは新しい段階へ進みます。

制度の枠を超え、住民一人ひとりと共に創る「共創」の精神で、離島からまちの隅々まで、誰一人取り残さない安心のネットワークを広げていきます。「自分たちの暮らす地域がこれからどうありたいのか、ほかの誰でもない、そこに暮らす私たち自身が考える。」私たちはこのプロセスこそが不可欠であると考えます。

鳥羽市社協は、その「考える場づくり」（まちトーク、学校運営協議会など）に積極的に関わり、地域や行政と協働して「福祉でまちづくり」を力強く進めてまいります。

### 1. 基本方針 《使命》

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民および福祉組織・関係者の協働により地域の生活課題を解決し、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進します。

#### 《経営理念》

「地域のみなさんが主役のまちづくり。ずっとこの街で、安心して暮らすために。」  
つながりを大切に：全国のネットワークを活かし、鳥羽の特性に合った福祉の仕組みを構築します。  
地域の声が力に：住民すべてが主役の街づくりについて、福祉活動を通じて応援します。  
誰もが自分らしく：人権を守り、どんな時も安心して暮らせる平等な社会を目指します。  
誠実に向き合います：高い倫理観を持ち、皆さまから信頼される組織として活動します。

### 2. 令和8年度 主要事業方針

本年度は「2025年問題」直後の年であり、支援の枠組みを「共創（共に創る）」へと進化させる重要な年です。「第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の2年目として、前年度の実態調査や試行事業の制度化・定着化を目指します。

- ・行政連携の強化：「まちトーク」や、地域福祉活動から上がってきた意見を市健康福祉課との「地域共生ケース会議」を充実させ、「地域共生政策会議」への提言を通じて課題解決を図ります。
- ・生活支援体制整備：令和8年1月より事業を受託。令和8年度より鳥羽・加茂地区に「第2層生活支援コーディネーター」を各1名配置し、地域全体を住みやすく孤独にならない場所へ変える支援を行います。
- ・多文化共生・防災：外国人防災リーダー研修を軸に、自治会連合会とも連携して外国人住民への防災・市民の交流支援を進めます。
- ・生活困窮者自立支援プラットフォーム事業（新規）：生活困窮者に対して民間団体の柔軟な活動を支援するため、活動支援のための助成金を交付し、困窮者に向けた支援の輪を広げます。
- ・業務効率化とBCP：事務分掌の整理や会議の精査を行い、若手職員の意見を反映する機会を創出。BCPに基づくデータバックアップ体制を構築し、災害時の拠点機能を維持します。

《事業内容でSDGsの目標に対応する部分にSDGsアイコンを付けています。》

## 【重点事業】

### すべての人に健康と福祉を



#### 1. 地域福祉事業の推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画、災害時要援護者支援の研修や講演会の開催、災害ボランティアセンターの運営、事業継続計画（BCP）の研修・訓練を適宜行います。

（P 4～10）

#### 2. 生活困窮者自立支援事業の充実

自立相談支援事業に基づき、必要に応じて就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業（シェルター事業）などにより一人ひとりの自立に向けた支援を行います。

（P 9～10）

#### 3. 参加支援・ひきこもりサポート事業「さんぽみち」の事業運営について

鳥羽市内のひきこもりの方（学校や職場などの参加を回避し、家庭にとどまり続けている状態の方々）に対し、社会との接点を作り、地域全体で支え合う仕組みを構築し、孤立を防ぐことを目的とし事業を運営します。

（P 10～11）

#### 4. 成年後見サポートセンター「ぬくもり」の運営、法人後見、福祉サービス利用支援事業について

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度に関する相談支援や情報提供を行います。

（P 11）

#### 5. 在宅福祉サービス事業

当会の介護保険サービス、障がい者への支援に取り組みます。

（P 11～12）

#### 6. 鳥羽市民生委員児童委員協議会活動について

（P 12～13）

## 【主要事業計画】

### 1 法人運営関係

令和8年度も引き続き職場環境の整備を行っていきます。また、職員の定着率及び育成体制の向上に努め安定した組織運営体制の強化を行います。財務面では行政と連携を密にし、一体となった福祉施策の推進を行えるよう社協の現状や課題等を共有する場を増やしていき、必要な財源確保について協議していきます。



#### (1) 会議の開催

- ① 理事会（6月、3月、随時）
- ② 評議員会（6月、3月、随時）
- ③ 監事会（6月、随時）

#### (2) 会員加入の促進及び基金の運用

- ① 会員加入の促進 7月～8月
- ② 福祉基金、ボランティア活動支援基金の効果的な運用、ボランティア活動支援基金においては、市内のボランティア団体などへの周知啓発を図ります。

#### (3) 研修事業

職員の資質向上を目的に、地域福祉課題に即した研修や法令遵守等に関する研修、新入職員研修等を開催し、職員の意識向上を図ります。

職員に対し、利用者の権利擁護、相談支援についての研修を開催します。

#### (4) 広報活動の充実

- ① 広報紙「鳥羽市社協だより（福祉ウェブ）」の発行（年4回）
- ② ホームページの活用などにより、地域住民へボランティア情報、福祉情報の広報活動の充実を図ります。SNS等を活用し広報を行います。

#### (5) 共同募金運動への協力

地域福祉事業の重要な財源である「赤い羽根共同募金運動」に積極的に取り組みます。市内事業所への理解を深めるため、募金の使途について分かりやすく説明を行います。また、三重県共同募金会からの配分金を使用して市内福祉活動団体や福祉協力校、地域イベントやふれあいいきいきサロン等への配分事業を実施します。

#### (6) 実行委員会主催の TOBA ひだまりフェスタ 2026 に事務局として参画し、地域で活躍する多様な団体・学校・地域住民等が、地域共生社会の実現に向けて地域がつながりあえる機会づくりを支援します。

- ・開催予定日 令和8年11月21日（土）鳥羽市民体育館 開催予定

## (7) 活動助成

- ・ ボランティア団体活動助成
- ・ 福祉協力校の活動助成（市内小・中学校）
- ・ 子ども広場（町内会・自治会管理に限る。）遊具設置助成
- ・ 地域福祉推進員活動助成 ほか

11 住み続けられる  
まちづくりを



13 気候変動に  
具体的な対策を



## (8) 地域公益活動（みえ福祉の「わ」創造事業）への参画

三重県内の社会福祉法人の連携による地域公益活動に参画します。本事業は、既存の制度やサービスでは対応できない困りごとを支援するための仕組みづくりを行います。

生活困窮者を対象とした就職活動のための交通費助成、緊急時の食糧提供・物品の支援などを行います。

## (9) 公用車有料広告事業

当会の収益基盤の構築と、地元の活性化をめざし、当会の公用車に地元事業所のマグネットシートを作成し、事業広報するものです。継続して活動事業周知を図ります。

## (10) 職員の健康管理、メンタルヘルスの向上

介護労働安定センターと連携し、職員を対象としたメンタルヘルス相談を実施するとともに、必要に応じて専門機関への受診につなげます。また、業務の中や職員活動の中にレクリエーションや軽スポーツ、ラジオ体操等を取り入れ、職員の健康状況の維持・改善を図ります。

## (11) 各事業所の BCP の運用について

昨年度、BCP および災害ボランティアセンター運営マニュアルの改定をし、今年度は、役職員に対して BCP の周知を図り、災害時における行動についての理解促進に努めます。

これらを踏まえ、職員、利用者を対象とした防災訓練を実施するとともに、健康福祉課と合同で、ひだまりの避難訓練等を開催します。また、災害ボランティアセンターについては、市民課と連携し、マニュアルの確認や災害ボランティアとの連携訓練を行います。

## (12) その他の事業

- ・ 介護用品・レクリエーション用具等無料貸出事業
- ・ 共同募金配分事業の実施
- ・ 公園遊具設置事業

## 2 地域福祉推進事業

3 すべての人に  
健康と福祉を



4 質の高い教育を  
みんなに



17 パートナーシップで  
目標を達成しよう



「第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉を推進します。計画については、年2回「地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会」による計画の推進状況確認とこれからの計画進行への提言をしていただき、福祉活動の充実を図ります。

上記を踏まえ地域における福祉、生活ニーズを明らかにするとともに、その解決に向け公民協働により多様なサービスを総合的に提供できるよう協議し、推進します。

地域相談については、生活相談、地域相談、権利擁護等、相談について職員一人ひとりが相談技法を学び、受け止めていけるような仕組みづくりを行います。

住民一人ひとりが住み慣れた地域で心豊かに、安心して、自立した生活を営むことができるよう様々な行政、団体と連携しながら支援を行います。

#### (1) ボランティア活動の振興

##### ①児童生徒を対象としたボランティア教育

小学校、中学校および高等学校の児童生徒を対象に、ボランティア活動への理解と関心を深めることを目的とした教育を実施します。

また、福祉協力校連絡会議を開催し、教育現場における福祉教育の充実に向けて、課題や現状の把握を行うとともに、必要な支援を行います。

##### ②地域福祉活動の支援者養成について

地域ボランティアを対象とした養成講座を開催し、民生委員、地域福祉推進員、島内・船内介助員、ほっとスマイルサービス協力会員等、さまざまな担い手が交流しながら学び合える場づくり等を進めます。

##### ③地域・子ども食堂活動の振興

身近な地域において、子どもや高齢者、障がい者など、地域住民の誰もが集い、安心して過ごし交流できる居場所・拠点としての地域・子ども食堂の運営を支援します。

また、当会が「とば地域・こども食堂ネットワーク」の事務局を担い、地域・子ども食堂の活動を支援していきます。

子育て支援室や学校と連携し、困窮家庭への支援にも配慮した取組を行います。また、外国人住民への周知を行い、参加促進にも努めます。

#### (2) ほっとスマイルサービスの充実

10 人や国の不平等  
をなくそう



11 住み続けられる  
まちづくりを



買い物やごみ出し、介護保険をはじめとする公的サービスでは対応が困難な生活上の困りごとに対応するため、会員相互が気兼ねなく助け合う「ほっとスマイルサービス」の充実に努めます。あわせて、地域ごとに協力会員数の偏りがあることや、離島地区においてニーズが増加している状況を踏まえ、離島内における「ほっとスマイルサービス」の周知も図ります。

さらに、新規会員の登録促進に向け、地域での広報・PR活動を行います。

(2月末現在 利用会員 40名、協力会員 26名)

### (3) 第2層生活支援コーディネーターの配置

鳥羽市より生活支援体制整備事業を受託し、第2層生活支援コーディネーターを8年度より鳥羽地区と加茂地区に1名ずつ配置し、単に高齢者の介護相談に乗るだけでなく、その地域全体を「住みやすく、孤独にならない場所」に変えていく支援を行います。主に高齢者の地域福祉活動を支援するコーディネーターとして活動します。

### (4) 地域福祉推進員の増員

地域福祉推進員は、身近な地域の中で福祉課題を抱え、援助を必要とする方の立場に立って、地域社会・住み良いまちづくりの増進を目指すための推進役としての役割を担います。民生委員・児童委員の認知度に比べ地域福祉推進員は認知度が低いため、未設置地区につきましては引き続き、町内会長を始めとする役員の方々に支援内容を説明し設置ができるよう働きかけます。(1月末現在 設置地区18地区25名)

今年は、支援者の人権意識を高めるため、市民課人権・市民交流係との連携の中で、人権講習を開催し、支援者の人権意識を高めます。

### (5) ふれあいいきいきサロンの設置



民生委員、地域福祉推進員、老人クラブ、各サロンの担い手等と協力し、地域の高齢者や親子の見守りなど、小地域における住民福祉活動の拡充、仕組みづくりに努めます。またサロン運営者の質の向上を図ると共に、各サロンが自立的な運営が出来るように、行政や、介護保険サービス事業者連絡会やシルバーヘルパー(老人クラブ)等との連携の調整や、サロン運営者の支援、養成などを定期的に行います。また、引き続きサロン未設置地区への働きかけを行い、ふれあいいきいきサロンの在り方についても見直しを行い、多世代交流ができるコミュニティサロンなど居場所づくりを進めていきます。

(2月現在 高齢者サロン31箇所、子育てサロン2箇所、多世代交流サロン2箇所)

### (6) 第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

計画推進委員会の体制を確立し、計画の推進状況について委員に諮るとともに、社協内においても計画の運用等について協議・検討を行います。

また、作成した計画概要版および児童向け簡易版については、「フクシル」や「まちトーク」で活用し、市民が福祉について考えるきっかけづくりにつなげます。

### (7) 総合相談事業の実施



① まるごと相談(原則 月曜日から金曜日まで(休日祝日等を除く)。/重層的支援体

制整備事業)

社協職員が随時相談に対応し、地域における困りごとや、介護・育児・障がい・ひきこもりなど等、複数の課題に関する相談を受け付け、必要に応じて関連関係機関につなぎます。

② 法律相談 (原則 毎月第4木曜日)

楠井法律事務所と連携しながら、総合的な法律相談を実施します。

③ 司法書士相談 (原則 奇数月第2木曜日)

司法書士による相続、登記等に関する相談を実施します。

(8) 市内福祉事業所の連携の強化



鳥羽市地域自立支援協議会専門部会では、各事業所が連携し、サービスの質の向上や地域生活支援拠点等の設置に向けた協議、障がい者の就労場所の開拓について検討して行きます。介護保険サービス事業者連絡会については、市内の介護保険サービス事業所とともに、地域における高齢者福祉についての現状や課題についてを話し合い意見交換を行い、特に介護人材不足の解消や、災害時の対応、離島における介護保険サービスの向上に向けて、市へ提言を行います。

(9) 地域福祉講演会の開催 (年1回)



地域共生社会の実現に向けた啓発を目的として、地域で支援を必要とする方々の現状を正しく理解し、誰もが孤立しない町づくりを目指すための講演会を開催します。

(10) 防災活動・災害支援事業の実施 (災害対策・支援)



地域の災害への備えとして、防災ボランティア養成講座を継続して開催し、自助・共助の意識向上を図ります。(なお、2月末現在、25名の災害ボランティアが登録されています。)

また、当会が災害時に円滑な支援活動を行えるよう、BCPの観点から、保健福祉センターひだまりが被災した場合の職員参集場所の明確化を図るとともに、BCPに基づく職員研修や防災訓練を実施します。

- ・実際の災害に備え、災害ボランティアセンターの拠点として「保健福祉センターひだまり」および「鳥羽志勢クリーンセンター」において、災害シミュレーションおよび訓練を行います。
- ・鳥羽市市民課、総務課防災危機管理室と連携し昨年養成した外国人防災リーダーを中心に

とした外国人住民支援事業（外国人住民の集いの場）を年2回程度開催し、外国人住民の防災力向上と、外国人住民の現状把握、生活支援に努めます。

- ・鳥羽市、鳥羽市障がい者互助会と連携し、「防災デイキャンプ」を開催します。

南海トラフ地震に備え、鳥羽市民生委員児童委員協議会、総務課防災危機管理室と連携し、市民や障がい当事者を対象とした学習会や、地震体験車等を活用した体験会、宿泊訓練会等を実施します。

- ・町内や学校において、避難行動要支援者（子どもや障がい者）を含めた避難訓練や、防災タウンウォッチング等の開催支援を行います。
- ・県社協および南勢志摩ブロック社協災害時広域連携協議会主催が主催する、災害ボランティアの受け入れや支援活動等に関する会議・講習会に参加します。

#### (11) フクシルの開催

市内の学校や集会所等に出向き、福祉に関する講演、体験学習、レクリエーション指導、対話集会等を行います。学校からのフクシルの依頼は年々増えています。また、各種ボランティア団体、鳥羽市介護保険サービス事業者連絡会、鳥羽市地域自立支援協議会専門部会や基幹相談支援センター等との連携や行政の出前トーク事業と連携し、地域住民の福祉ニーズに対する学習に応えられるよう対応していきます。

#### (12) 地域力強化推進事業の実施（重層的支援体制整備事業）

地域に住む住民が、主体的に地域生活課題を把握し、解決できる力を育むことを目的に、事業を実施します。地域福祉ニーズに対して社会福祉資源の開発、連携をはかり、地域貢献活動が行われるよう地域のネットワーク化を図ります。



##### ①総合相談窓口の開設

「住民に身近な圏域」において地域住民等が地域生活課題の解決ができ、かつ地域生活課題に関する相談を受け止める体制を整備することにより、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ります。

##### ② 地域福祉懇談会（まちトーク）の開催

各自治会・町内会で小地域における福祉コミュニティの構築、福祉課題の抽出を行うため、地域福祉懇談会を開催し、自分達で地域福祉課題解決を行うための仕組み作りについての話し合いの場づくりを継続して行います。

今年度より、該当地区の福祉事業所等にも声をかけ、まちトークに参加していただきます。

##### ③ 「まちのカルテ」の更新

作成した46地区の「まちのカルテ」を更新します。当事業のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が地域に入り、地域活動を行っている個人や、団体等の人的支援や、地域資源の情報を整理し、見える化を行い、住民だけでなく他地域の方にも参考になるような冊子に更新し、地域福祉に参加しやすくなるツールとして活用して

いただきます。また、作成した「まちのカルテ」は、今後も毎年情報更新を行い、情報を必要としている人に発信していき、地域の方や団体等がつながり、地域づくりを行っていただけるよう支援をします。

#### ④ マイノリティへの支援と社会参加の推進、少数課題への対応

鳥羽市に住む外国人に対しての生活困窮支援、外国人を対象にした集いの場の創設、また外国籍の方の災害時の支援検討し、多文化の共生について、地域住民の理解を図ります（市民課、鳥羽市国際交流協会との連携による防災）

今年度は、三重県と連携して事業を開催するため、観光協会、福祉事業所、旅館組合等と連携しながら外国人住民の実態調査を進めます。

フードパントリー等においても対象となりうるよう、市内の外国人の状況を把握し情報を発信できる仕組みを検討します（市民課、観光施設、介護保険事業所との連携）。地域福祉活動計画の聞き取りにおいても外国人住民の増加、自治会、町内会との関連等があるため聞き取りを行い、ニーズの集約を行います。

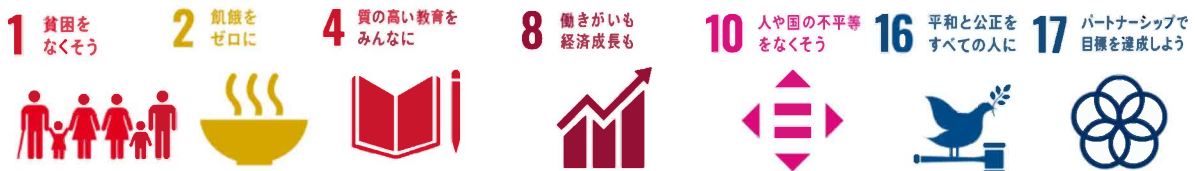
LGBTQ+や、動物愛護について「フクシル」を通じて子ども達にも啓発を行います。

#### ⑤ 市内福祉協力校コミュニティスクール（学校運営協議会）への支援

地域支援の観点と、子ども達への福祉力の醸成、地域交流を推進することについてより強化するため、今年度も会議に参加し、運営協力を行います。

### 3 生活困窮者対策事業

地域の貧困課題を考え、地域で取り組み、行政や、地域と連携しながら相談に寄り添い伴走型の支援を行います。



#### (1) 生活困窮者自立支援事業（暮らし相談支援センターとば 重層的支援体制整備事業）

自立相談支援事業に基づき、必要に応じて就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業（シェルター事業）等により一人ひとり自立に向けた支援を行っています。（2月5日現在新規相談受付件数 28 件 プラン数 15 件）実績と評価に基づき支援体制の整備や、社会資源の開発・地域づくりに努め相談支援業務を更にすすめていきます。

生活困窮世帯や就学援助世帯、ひとり親世帯などの子どもを対象に、学習の支援を通じ、子どもの能力を伸ばし、社会で自立していく力を身につけ、貧困の連鎖を防止することを目的とした学習支援事業を実施しています。

また、無料職業紹介事業も活用し、生活困窮者への就労支援を通して自立した生活への支援を行います。（2月末現在 なし）

市内在住の外国人に対してもアンテナを広げ、必要な方には支援を行います。

#### (2) 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯を対象に、経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活をおくることを目的とした貸付を実施しています。今年度は本則の生活福祉資金の貸付・償還相談に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和4年度以前に特例貸付を利用した方に対し、償還状況の把握や償還方法に関する相談対応を行い

ました。

(2月5日現在 延べ貸付相談 17件 貸付申請総数 5件)

(3) 法外援護資金等貸付事業

法外援護資金については、令和7年度末を持って廃止とし、福祉貸付については、三重県の生活福祉資金貸付事業の利用につなぎ、「みえ福祉の「わ」創造事業」の活用や、当会での食料支援を行います。(令和7年度も利用がありませんでした。)

(4) 居住支援事業(シェルター事業)

市内の市営住宅の2室を借り上げ、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の方に対して期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供、衣類その他の日常生活を営むために必要となる物資を貸与又は提供し、生活困窮者自立相談支援事業による相談支援、生活指導等を行うことにより生活困窮者の自立を支援し生活の再建を図ります。

(5) 生活困窮者自立支援プラットフォーム事業(新規)

民間団体の柔軟な活動を支援したり、地域に新しい「居場所」を作ったりすることにより力を入れ、公的な支援だけではカバーしきれないニーズに応えるため、地域活動の助成として、地域の生活困窮者を支援する団体に対し、助成金(生活困窮者支援活動団体助成事業)を交付し、活動の輪を広げていくための事務を担います。

4 参加支援・ひきこもりサポート事業「さんぽみち」の運営(重層的支援体制整備事業)

鳥羽市内のひきこもりの方(学校や職場などの参加を回避し、家庭にとどまり続けている状態の方々)に対し、社会との接点を作り、地域全体で支え合う仕組みを構築し、孤立を防ぐことを目的とします。

(2月末現在新規相談受付件数5件)



(1) 地域のひきこもり当事者やその家族を早期に発見し、安心して過ごせる「支え合いの場」を運営します。

(2) 若年層や離職者など、現状が見えにくいケースに対し、関係機関と連携して社会参加の場を提供します。多様なニーズに応える居場所づくりとして、令和3年度から「さんぽみちカフェ」を、令和4年度からは「裏萩山さんぽみちカフェ」「さんぽみち家族の会」「オンライン/ZOOM活用さんぽみちEルーム」を実施しています。さらに、当事者が主体となって活動し、地域の方々とつながる場として、令和6年度より「さんぽみちラウンジカフェ(喫茶さんぽみち)」を実施しています。これらの居場所事業は、令和8年度も継続して実施します。

(3) ひきこもり講演会を開催し、ひきこもりに対する啓発を行います。また、地域住民の協力を得ながら事業を行うために、ひきこもりサポーター養成講座を開催し、ひきこもりサポーターの養成と登録を行います。またいじめによるひきこもりを予防するため、市内の福祉協力校を対象にいじめ予防授業を開催します。

## 5 成年後見サポートセンター「ぬくもり」の運営、法人後見、権利擁護事業

### (1) 成年後見サポートセンター事業

令和3年10月より鳥羽市から事業を受託し、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分になり、自身で契約や財産の管理等を行うことが困難な方の権利を守るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度に関する相談支援や申立て支援、制度の広報・啓発等を行っています。

また、法人後見事業として、裁判所から後見人等の就任依頼があった場合には、法人として後見人等を受任し、成年後見制度の受け皿としての機能も果たしていきます。

### (2) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

必要な福祉サービスの利用について適切に判断することに不安がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行います。

また、相談機能の充実、職員の専門性の向上を図ります。

（2月末現在 利用契約者 26名）

### (3) 生活支援員派遣事業

日常生活自立支援事業の対象要件に該当しない在宅障がい者等に対し、日常的な金銭管理や福祉サービス利用に関する支援を行う当会独自事業を、令和7年度より試行的に実施しています。令和8年度においても引き続き実施し、利用状況や支援内容を踏まえながら、より効果的な運用に努めます。

## 6 在宅福祉サービス事業

### (1) 趣味創作型デイサービスの実施（しおさい）

介護予防施設「しおさい」は、神島地区における福祉の要となる施設であることから、しおさい運営委員会を開催し、デイサービスの運営だけではなく、介護予防の推進や地域住民の福祉ニーズの把握に努めます。また、介護予防の観点から、地域住民の更なる参加を促すため、参加広報・PR活動を行います。

### (2) 離島在住高齢者等通所サービス支援事業の円滑な運営

### (3) 介護保険事業・障害福祉サービス事業

利用者および家族のニーズに応じた適切な支援を行うため、効率的かつ効果的な事業運営に努めます。

また、関係法令および各種規程を厳格に遵守するとともに、従事者の知識・技術向上に継続的に取り組み、質の高いサービスの供給に努めます。

#### ① 介護保険給付事業

##### ・居宅介護支援事業

利用者が可能な限り住み慣れた自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況や生活環境に応じたケアプランを作成します。また、ケアプランに基づき、適切な介護サービスが提供されるよう、サービス事業者や関係機関との連絡・調整を行います。本事業は1名体制にて運営し、特に離島地域を中心とした支援を行うとともに、利用者数の増加に努めます。

（令和8年2月末現在の利用者数 計 28名 [要支援 2名、要介護 26名]）

##### ・訪問入浴事業（介護予防訪問入浴事業）

本事業については、令和7年度から休止しています。

## ② 障害福祉サービス事業

### ・相談支援事業（市受託事業）

鳥羽市より相談支援事業を受託し、障がい者（児）又はその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう取り組みます。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの業務も行います。市内の相談支援体制の強化のため、相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取り組みや、特に令和8年度は、「第8期鳥羽市障がい福祉・第3期障がい児福祉計画」の改定年度であり、鳥羽市役所に協力し鳥羽市地域自立支援協議会専門部会から現状の課題や解決に向けた意見等を鳥羽市障害者施策推進委員会へ報告・提案するなど地域づくりに取り組みます。

### ・指定特定相談支援事業（市指定・自立支援給付事業）

障がいのある方が住み慣れた地域の中で安心して、その人らしく生活できるよう福祉サービスの紹介や調整・サービス等利用計画の作成・各種申請のお手伝いやその他の必要な情報の提供等を行っていきます。

(令和8年2月末現在の利用者数 総数 183件 内訳 大人 146件、児童 37件)

### ・日中一時支援事業（市受託事業）

障がいのある子どもたちの日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。子どもたちが好きな遊びを選択し、思い思いに放課後の時間を過ごせるように支援していきます。

利用者、保護者のニーズが増えているため、支援の質や、利用時間延長の要望があるため、4月より、利用者預かり時間を18時30分までの時間延長を行います。

また、支援内容の質を保つため、学校、子育て支援室との連携を深め更なる支援の充実を図ります。

### ・障がい者訪問入浴事業

現在休止中となります。

## 7 民生委員児童委員活動について

7年度は、役員改選がありましたので、新任委員が円滑に活動できるよう情報提供と支援に努めます。

重点目標として、「見守り活動の充実と孤立防止の推進」、「高齢者等への災害支援体制の強化」、「児童・生徒の安全確保について」、「関係機関（行政・包括支援センター・学校等）との連携強化」、「個人情報保護と守秘義務の徹底」、「特殊詐欺被害の未然防止について」を柱に活動を行います。

民生委員・児童委員につきましては令和8年1月末現在委員定数56名のところ、42名と定数割れをしており、地域支援が厳しい状況です。委員不在の地区におきましては鳥羽市生活支援係と連携を取りながら町内会・自治会に働きかけを行います。

今年度の重点事業としては、行政と協力し、70歳以上の住民データを共有し、福祉票の確認、整備を行います。

また、能登半島への視察研修を行い、現地の民生委員と交流することで地域防災への知見を深めます。